

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 山の日の新設（第二条関係）

- 一 国民の祝日として、新たに山の日を加えること。
- 二 山の日は、八月十一日とすること。
- 三 山の日の意義は、「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。」とすること。

第二 施行期日（附則関係）

この法律は、平成二十八年一月一日から施行すること。